

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。



Home Office

英国内務省

国別政策及び情報ノート コンゴ民主共和国：反政府勢力

第 4.0 版

2023年11月

目次

概要	3
評価	4
1. 重要な事実、信ぴょう性及びその他の検証/照会.....	4
1.1 信ぴょう性.....	4
1.2 適用除外	4
2. 条約上の理由.....	5
3. リスク	5
3.1 DRC内の反政府勢力	5
3.2 DRC以外の国で活動する反政府集団.....	6
4. 保護.....	7
5. 国内移住.....	7
6. 証明.....	7
国別情報.....	8
7. 情報源に関する情報.....	8
8. 地理的背景.....	8
9. 政治的背景.....	9
9.1 チセケディ政権：2019年～2023年	9
9.2 2023年の選挙.....	10
9.3 政党	12
10. DRC内における反政府集団の取扱い.....	13
10.1 地理的差異	13
10.2 民主的空間の侵害.....	17
10.3 政治犯.....	23
10.4 刑務所の状況及び拘禁中の取扱い.....	24
11. 後発的活動.....	25
11.1 反政府集団	25
11.2 DRC政府が英国内で行う監視	26
バージョン管理及びフィードバック	27

概要

2023年5月22日、英国の上級審判所はコンゴ民主共和国（Democratic Republic of Congo : DRC）に関して新たな国別指針を公表した。2022年6月に審理され、この国別指針の基準となった訴訟事件[PO \(DRC – 2018年選挙後\) \(CG\) \[2023\] UKUT 00117](#)で、上級審判所は2019年にフェリックス・チセケディが大統領に選出されたことを受けて、その反対派が迫害される危険性を検討した。

上級審判所はDRC内の反政府勢力の構成員に関して複数の所見を示したが、重要なものは以下の2点である。

- カビラ前大統領の実際の又は認識されている反対派は、迫害を受ける現実的なリスクにさらされていない、また、
- 野党又はチセケディ大統領及び/又は連立政権「神聖同盟」の反対派の一般党員は、現実的なリスクにさらされる可能性が低い。しかしながら、注目度の高い政敵は、一部の限られた状況においてそのリスクにさらされる可能性がある。

表現、結社及び平和的集会の自由に対する制限や恣意的な逮捕など民主的空間の侵害に関する一定の証拠はあるものの、POにおける上級審判所の所見から逸脱している状況示す有力な証拠により裏付けられる極めて強固な証拠はない。

また、上級審判所はDRC以外の国に在住するコンゴ人政治活動家に及ぶ危険性についても検討した。この結果、DRCの現当局が英国内の海外移住者コミュニティの監視に関心があることを示唆する信頼できる証拠は一切なく、また、反政府集団の「コンゴ人支援団体（CSG）」はその実際の又は認識された政治的意見又は英国における後発的活動を理由によりDRCに帰還した時点で危険にさらされるということはないと判示した。ただし、別の反政府集団である「コンゴ再建のための愛国者同盟（APARECO）」に所属する個人について、上級審判所は「APARECO内で重要な、かつ、よく知られた経歴を有する人々（指導者層、役員及び報道官）は、DRCに帰還した時点で危険にさらされる可能性がある。一般構成員はこの区分に該当する可能性が低い」と判示した。

意思決定者は依然として、本書の「評価」部分を十分に読み取るとともに、決定にかかる証拠基盤に関係する国別情報を利用する必要がある。

[目次に戻る](#)

評価

1. 重要な事実、信ぴょう性及びその他の検証/照会

1.1 信ぴょう性

- 1.1.1 信ぴょう性の評価に関する情報については、[信ぴょう性及び難民地位の評価 \(Assessing Credibility and Refugee Status\)](#) に関する指針を参照されたい。
- 1.1.2 また、意思決定者は、庇護申請者が以前に英国査証又はその他の形態の在留許可を申請しているかどうかを確認しなければならない。査証に一致する庇護申請は、庇護面接を実施する前に調査しなければならない（[査証の一致に関する庇護指針 \(Asylum Instruction on Visa Matches\)](#) 及び[英国査証申請者による庇護申請に関する審査官向けガイダンス \(Asylum Claims from UK Visa Applicants\)](#) を参照）。
- 1.1.3 さらに、庇護申請者が主張する出身国をめぐって疑義が存在する場合、言語分析テストを利用できるのであれば意思決定者はその実施を検討すべきである（[言語分析に関する庇護指針 \(Asylum Instruction on Language Analysis\)](#) を参照）。

公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの開始

本ページ上の情報は内務省内のみでの利用に限定されているため、削除されている。

公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの終了

[目次に戻る](#)

1.2 適用除外

- 1.2.1 意思決定者は、適用除外条項の1つ（又は複数）を適用することができるかどうかを検討するに足る深刻な理由があるかどうかを審査しなければならない。各事案は、個々の事実関係と実体的側面に基づいて検討されなければならない。
-

- 1.2.2 申請者が難民条約（Refugee Convention）の対象から除外される場合、（難民条約よりも広範な適用除外事項を有する）人道的保護の認定対象からも除外されることになる。
- 1.2.3 適用除外条項及び制限付き在留許可に関する指針については、[難民条約第1F条及び第33条2項に基づく適用除外（Exclusion under Articles 1F and 33\(2\) of the Refugee Convention）](#)に関する庇護指針、[人道的保護（Humanitarian Protection）](#)に関する庇護指針及び[制限付き在留許可（Restricted Leave）](#)に関する指針を参照されたい。

公式－機微情報：開示不可－対象セクションの開始

本ページ上の情報は内務省内のみでの利用に限定されているため、削除されている。

公式－機微情報：開示不可－対象セクションの終了

[目次に戻る](#)

2. 条約上の理由

- 2.1.1 実際の又は帰属された政治的意見
- 2.1.2 難民条約に定めるいずれかの理由を確立しても、難民として認定されるのに十分ではない。問題は、申請者が実際の又は帰属された難民条約上の理由で迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有しているかどうかということである。
- 2.1.3 難民条約に定める5つの理由に関する詳細な指針については、[信ぴょう性及び難民地位の評価](#)に関する庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

3. リスク

3.1 DRC内の反政府勢力

- 3.1.1 通例、チセケディ大統領／連立政権「神聖同盟（Sacred Union）」に反対する政党の一般党員は、迫害を受ける危険にさらされる可能性が低い。しかしながら、注目度の高い政敵は一部の限られた状況において危険な状態に陥る可能性がある。各事案は、その事実関係及び実体的側面に基づいて検討される必要がある。
- 3.1.2 2019年1月、フェリックス・チセケディ（Felix Tshisekedi）は2018年12月の物議を醸した選挙を受け、DRCの大統領に任命された。彼は当初、ジョセフ・カビラ（Joseph Kabila）前大統領と同盟を結んだ。その後、2019年と2020年にわたって、チセケディは最終的にその地位を確固たるものにし、カビラとの同盟を解消して2020年に新たな政治連合「神聖同盟」を結成した。神聖同盟は2021年4月に新政権を発足させた。チセケディの神聖同盟は引き続き政権を担っているが、DRCでは2023年12月に次の総選挙が予定されている（政治的背景）。
- 3.1.3 DRCには数百に及ぶ政党があり、その大半はキンシャサに拠点を置いている。政党の多くは民族、コミュニティ又は地域のつながりに沿って組織されており、全国的に展開している政党はない。政党は一般に活動し、党員を募集できるが、国家による制限と干渉を受けている（[政治的背景及び反政府集団の取扱い](#)を参照）。
- 3.1.4 2022年6月13日～15日に審理され、2023年4月に公布、5月23日に公表された国別指針の基準

となる訴訟事件 [PO（DRC – 2018年選挙後）\(CG\) \[2023\] UKUT 00117](#) で、上級審判所（Upper Tribunal : UT）は以下のように判示した。

「1. 2018年12月30日大統領選挙が実施され、2019年1月10日にフェリックス・チセケディが勝利を収めたという発表があったことを受けて大統領職の移行が行われた結果、カビラ前大統領及びチセケディ現大統領の実際の及び認識された反対派が迫害を受ける危険性の程度に永続的な変化が生じている。こうした状況を踏まえた上で、以下の一般の指針が適用される。

「(i) カビラ前大統領の実際の又は認識された反対派は、コンゴ民主共和国（DRC）に帰還した時点で迫害を受ける現実的なリスクにさらされていない。

「(ii) 一般的に言えば、野党又はチセケディ大統領及び/又は神聖同盟の反対派の一般党員は、合理的に判断して（迫害を受ける）現実的なリスクにさらされる可能性が低い。しかしながら、これは、一部の限られた状況においてそのリスクにさらされる可能性がある注目度の高い政敵の場合と区別されなければならない。」（第1段、国別指針）

3.1.5 ある者が（反対派内の）要注意人物であると考えられる（又はそのように認識される）場合、本人にとって不利な結果として収監という事態もあり得る。国別指針の基準となる訴訟事件 [BMその他（帰還者－犯罪者及び非犯罪者）DRC CG \[2015\] 293 \(IAC\)](#)(2015年6月2日)(2015年3月及び4月に審理)で、内務省はとりわけ、刑務所の劣悪な環境のため、およそ1日という期間を超えて拘禁すれば、（欧州人権条約）第3条違反という結果になることを認めた。UTは「説得力のある実質的な証拠により明確に正当化される」としてこの評価を受け入れた（第13段）。拘禁施設と刑務所の状況は引き続き極めて劣悪であり、虐待が当たり前に行われていると伝えられている。したがって、たとえ短い期間であっても、1日を超えて拘禁される人々は第3条に違反する状況に直面する可能性が高い（[刑務所の状況及び拘禁中の取扱い](#)を参照）。

3.1.6 リスクの評価に関する詳細指針については、[信ぴょう性及び難民地位の評価（Assessing Credibility and Refugee Status）](#)に関する指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

3.2 DRC以外の国で活動する反政府集団

3.2.1 一般に、英国におけるコンゴ人支援団体（Congo Support Group : CSG）の構成員は、DRCに帰還した時点で迫害を受ける危険にさらされていない。しかしながら、英国で活動する「コンゴ再建のための愛国者同盟（英語：Alliance of Patriots for the Refoundation of the Congo、仏語：Alliance des patriotes pour la refondation du Congo、略称APARECO）」内で重要な、かつ、よく知られた経歴を有する人々は、DRCに帰還した時点で危険にさらされる可能性がある。各事案は、個々の事実関係に基づいて検討される必要がある。

3.2.2 英国に在住する海外離散コンゴ人の中に、APARECOやCSGなど幾つかのコンゴ人政治集団がある（[後発的活動](#)を参照）。

3.2.3 POで、UTは英国におけるコンゴ人海外離散コンゴ人の監視に関して、「DRCの現当局が英国において海外離散コンゴ人を監視することに関心があることを示す信頼できる証拠は一切なく、たとえそのような欲求があったとしても、DRC当局が英国で調査能力を有していることを示す信頼できる証拠も一切ない。」と判示した（第5段）。

3.2.4 UTはCSGとAPARECOに関して、第3段(iii)～(v)で以下のように判示した。

「(iii) コンゴ人支援団体 (CSG) の指導者層、構成員及びCSGと関係がある活動家は、その実際の若しくは認識された政治的意見又は英国における後発的活動のためにDRCへ帰還した時点で危険にさらされるということはない。

(iv) 単にジャーナリスト、マスコミ職員又はブロガーというだけでは、迫害又は深刻な危害に相当する取扱いを受ける人物になる可能性は低い。ただし、このような人々がチセケディ大統領にとって十分に注目を集める敵対者であると考えられる場合は別である。

(v) APARECO内で重要な、かつ、よく知られた経歴を有する人々（指導者層、役員及び報道官）は、DRCに帰還した時点で危険にさらされる可能性がある。一般構成員はこの区分に該当する可能性が低い。」

3.2.5 POに関して、特定された諸要因は網羅的でない。

3.2.6 リスクの評価に関する詳細指針については、[信ぴょう性及び難民地位の評価 \(Assessing Credibility and Refugee Status\)](#) に関する指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

4. 保護

4.1.1 申請者が国家から迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有している場合、国家の保護を受けられる可能性は低い。

4.1.2 国家の保護の評価に関する詳細な指針については、[信ぴょう性及び難民地位の評価](#)に関する庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

5. 国内移住

5.1.1 申請者が国家から迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有している場合、国内移住することでそのリスクを回避できる可能性は低い。

5.1.2 国内移住及び考慮に入れるべき要因の検討に関する詳細な指針については、[信ぴょう性及び難民地位の評価](#)に関する庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

6. 証明

6.1.1 申請が却下される場合、その申請が2002年国籍、移民及び庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act) 第94条に基づき「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性は低い。

6.1.2 証明に関する詳細な指針については、「[2002年国籍、移民及び庇護法第94条に基づき、保護及び人権申請を（明らかに根拠のないものと）証明する行為 \(Certification of Protection and Human Rights claims under section 94 of the Nationality, Immigration and Asylum Act 2002 \(clearly unfounded claims\)\)](#)」を参照されたい。

[目次に戻る](#)

国別情報

本節更新日：2023年8月23日

7. 情報源に関する情報

- 7.1.1 本情報ノートには、2022年6月以降の情報のみが含まれている。国別指針の基準となる訴訟事件 [PO \(DRC – Post 2018 elections\) \(CG\) \[2023\] UKUT 00117](#) は2022年6月13～15日に審理された後、2023年4月18日に公布され、2023年5月23日に公表されているが、この内容は後で本情報ノートに追加されている。
- 7.1.2 上級審判所（UT）はPOで、DRC内外における反政府集団の取扱いに関して大量の証拠を検討した。POで検討した原資料の一覧表については、判決付録を参照されたい。

[目次に戻る](#)

本節更新日：2023年8月23日

8. 地理的背景

- 8.1.1 コンゴ民主共和国（DRC）はアフリカ中部に位置する広大な国であり、その面積は英国のほぼ10倍¹に達し、人口はおよそ1億人と推定されている²。国内の主要都市とその推定人口は以下のとおりである。
- キンシャサ（Kinshasa） - 631万6,000人（首都）
 - シブジ＝マイ（Mbuji-Mayi） - 289万2,000人
 - ルブンバシ（Lubumbashi） - 281万2,000人
 - カナンガ（Kananga） - 166万4,000人
 - キサンガニ（Kisangani） - 142万3,000人
 - ブカブ（Bukavu） - 124万9,000人³
- 8.1.2 米国の中央情報局（CIA）は、「都市クラスターが国内全域にわたって、特に北東部のウガンダ、ルワンダ及びブルンジとの国境沿いに広がっている。国内最大の都市は、コンゴ川沿いの西部に位置する首都のキンシャサである。南部は人口密度が最も低い地域である」と述べている⁴。
- 8.1.3 以下の国連地図⁵には、州、首都及び州都が示されている。

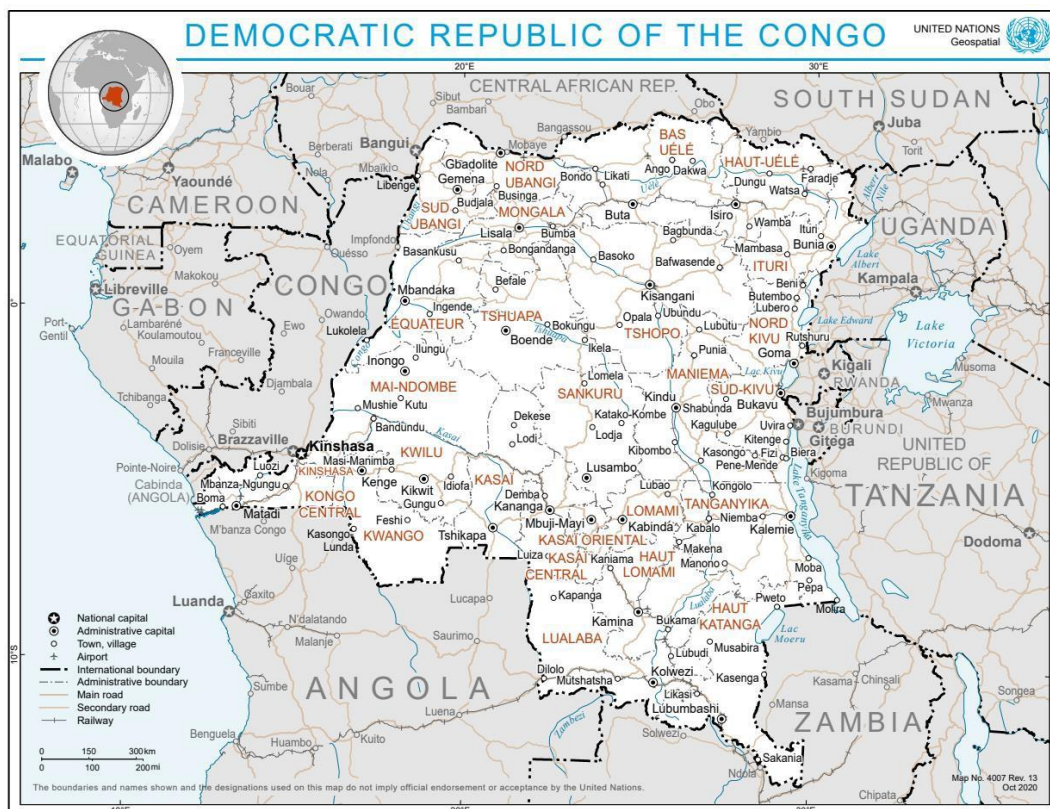
¹ US CIA, '[World Country Factbook](#)' (Country Comparisons - Area), no date

² World Bank, '[Data](#)' (Population, total – Congo. Dem. Rep.), no date

³ US CIA, '[World Factbook](#)' (DRC), updated 11 July 2023

⁴ US CIA, '[World Factbook](#)' (DRC), updated 11 July 2023

⁵ UN Geospatial, '[Democratic Republic of Congo](#)', 1 October 2020



[目次に戻る](#)

9. 政治的背景

9.1 チセケディ政権：2019年～2023年

9.1.1 ベルギー難民・無国籍者弁務官事務所（Commissioner General for Refugees and Stateless Persons：CGRS）の出身国情報調査部門（Cedoca）による2022年11月25日付け報告書「コンゴ民主共和国－政治情勢」（2021年10月から2022年11月7日までの間に発生した出来事が対象）（以下「セドカ2022年報告書」）の要約（当初はフランス語で書かれていたが、ビング（Bing）ブラウザ翻訳ツールを用いて英語に翻訳されている）は、以下のように記述している。

「2018年12月に物議を醸しながら選挙が実施された後、フェリックス・チセケディ（変革への方向連合：Cap pour le changement coalition、CACH）は大統領選挙での勝利を宣言し、ジョセフ・カビラ前大統領（コンゴ統一戦線：Common Front for Congo coalition、FCC）と同盟を結んだ。両パートナーは2019年1月に同盟を開始してから、様々な主題に関して意見の不一致を度々示してきた。2020年12月、チセケディはこの同盟関係を解消し、2021年4月には主に政治家層が支持する新たな政権を樹立した。神聖同盟（Sacred Union of the Nation、USN）と呼ばれるこの新連立政権は、2022年11月時点においても国家の先頭に立って政権を運営している。政治関連のニュースは現在、主に2023年12月に予定されている次の選挙に焦点を当てている。政治指導者の中には、次期大統領として現職大統領に対する支持を既に表明している者もいれば、自ら立候補する意向がある者もいる。カメルヘ（Kamerhe）やカトゥンビ（Katumbi）といったUSNの指導者はまだ正式に立候補を表明していないが、既に現政権の役職を辞任し、野党陣営に参加した政治家もいる。後者は主に、マルタン・ファユル（Martin Fayulu）（市民権と開発のための約束：Commitment for Citizenship and Development、ECiDé）やアドルフ・ムジトー（Aldolphe Muzito）（新たな飛躍：New Elan）、カビラのFCCによって代表される。」⁶

9.1.2 2022年の出来事を対象とした米国国務省（US Department of State : USSD）の2023年報告書は、以下のように伝えている。

「コンゴ民主共和国は、中央集権化された立憲共和国である。大統領及び下院議会（国民議会）の議員は、有権者によって直接選出される。大統領、国民議会及び州議会の各選挙は2年間延期された後、2018年12月に実施された。2019年1月、国家独立選挙委員会（National Independent Electoral Commission）は2018年の大統領選の勝利者がフェリックス・チセケディであったと宣言した。2018年選挙は不正行為によって損なわれ、一部の監視団（コンゴ主教連盟（Episcopal Conference of the Congo）とも呼ばれているグループで、選挙監視に参画し、集計作業を並行的に行なったローマ・カトリック教会グループの司教評議会（Council of Bishops）など）から批判された。司教評議会は、開票結果が監視団の集計結果と一致しないと語った。とは言え、2019年にチセケディ大統領が就任したことは、コンゴ民主共和国史上初の平和的な政権交代を記すものとなった。」⁷

9.1.3 国際的なNGO団体であるフリーダム・ハウス（Freedom House : FH）は、2022年の出来事を対象とする報告書の中で、「コンゴ民主共和国（DRC）の政治制度は、政治エリートが選挙プロセスを操っているせいで麻痺状態に陥っている。国民は基本的な市民的自由を自由に行使することができず、政府内では汚職がまん延している。国内の多数の地域で活動する反政府武装集団や民兵組織のみならず、政府軍までもが犯す暴力と人権侵害によって身の安全は危うい状況にある。」と伝えている⁸。

9.1.4 FHは「暴力被害地域に対する支配権を再確立しようとする政府の取組の一環として、2021年には北キブ（North Kivu）州とイツリ（Ituri）州に『緊急事態』命令が発出された」と主張している⁹。この緊急事態宣言は本報告書の執筆時点で解除されていなかった¹⁰。

9.1.5 世界最大の国際人権NGOであるアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International : AI）は、2023年3月27日付け2022/23年度報告書「世界の人権状況」（以下「AIレポート2022」）の中で、以下のように伝えている。

「2023年の総選挙に関して憲法の条項を実施しようとする政府の能力又は意欲についての不確かな状況が政治的緊張を煽り続ける一方、異議を唱える声に対する政府の弾圧が激化している。汚職と公的資源の浪費は根強くまん延し、犯罪者が概して処罰されない状況が続いているため、誰もが基本的な教育と医療を利用できるようにするというコミットメントをはじめとして、国民の経済的及び社会的状況を改善するというチセケディ大統領の誓約の実現が妨げられている。」¹¹

[目次に戻る](#)

9.2 2023年の選挙

9.2.1 アフリカ・コンフィデンシャル（Africa Confidential）は、2023年3月28日付け記事「チセケディ大統領、選挙運動チームを組成」で、次のように報じている。

「大統領選挙は[2023年]12月20日に予定されているが、当局が期限を守ると

⁶ CGRS, ['Democratic Republic of Congo -Political situation'](#), 25 November 2022

⁷ USSD, [Human rights report 2022](#) (Executive summary), 20 March 2023

⁸ FH, ['Freedom in the World 2023'](#) (DRC), March 2023

⁹ FH, ['Freedom in the World 2023'](#) (DRC), March 2023

¹⁰ UK FCDO, ['Foreign travel advice: Democratic Republic of Congo'](#), updated 22 June 2023

¹¹ AI, ['The State of the World's Human Rights: Democratic Republic Of The Congo..'](#), 27 March 2023

思っている者はほとんどいない。投票がいつ行われようとも、チセケディは政界の有力者を新たに2人引き入れることによって勝機を更に増やしている（彼は昨年、新たな選挙審判所を任命した）。この両名はともに広範な個人的支持基盤と動員能力を有している。ただし、依然としてチセケディの正当性には若干の疑念が残ることになる。彼は、論議を巻き起こした2018年12月選挙の後で退任するジョセフ・カビラ大統領と行った取引の結果として大統領を宣言された。カビラが推奨する候補者の得票数があまりにも少なかったため、カビラは反対派候補者の中では他者の影響を最も受けやすいと考えるチセケディとの交渉を開始したのである。」¹²

9.2.2 国連安全保障理事会に対する国連事務総長の報告書（2023年3月21日から6月19日までの間の出来事が対象）は、以下のように記述している。

「4月25日、国家独立選挙委員会是有権者登録プロセスを正式に締め切った後、潜在的有権者数5,000万人の95パーセントが登録し、そのうち 47パーセントは女性であったと語った。しかし、同委員会は、マイ＝ンドンベ（Mai- Ndombe）州 クワムチュ（Kwamouth）地区、北キブ州マシシ（Masisi）及びルチュル（Rutshuru）地区、キンシャサのマルク（Maluku）コミュン（町）の複数の地域では社会不安が見られるため、登録を実施する上で技術的な課題や障壁があったことを認めた。

「5月22日、国家独立選挙委員会是有権者登録に関する外部監査報告書を認証した。この報告書は、国内外の専門家5人（女性1人を含む）により作成された。この監査は、独立した監視を受けることもなく6日未満という短い期間で実施された。国内の監視団と野党は透明性と信頼性に欠けるとしてこのプロセスを非難した。この監査の結果、二重登録者（223万人）や未成年者（98万人）など合計で330万人を超える有権者が有権者登録簿から抹消された。5月22日、独立国家選挙委員会は国民議会、州議会及び市町村議会の各選挙にかかる議席配分に関する法案を内務省（Ministry of Interior）に提出した。登録有権者数と割当議席数の間の食い違いに関して野党によるボイコットや多数派による主張があったものの、同法案は6月5日に国民議会、同月15日に元老院（上院）によってそれぞれ採択された。6月5日、外務省（Ministry for Foreign Affairs）の指導の下で国際選挙監視団を対象とする認定部門を設置する旨の布告が発出された。同部門は外国機関又は独立した個人から政府に申請される認定要請書を審査し、その決定内容を独立国家選挙委員会と共有することになる。

「4月29日、チセケディ大統領の二期目を支持するための政治及び選挙基盤として多数派の連立である「神聖同盟」が正式に発足した。5月20日、それぞれ大統領選に立候補することを宣言したマルタン・ファユル、モイズ・カトゥンビ（Moïse Katumbi）、オーギュスタン・マタタ・ポニョ（Augustin Matata Ponyo）及びデリー・セサンガ（Delly Sesanga）は、『混沌とした』選挙プロセス、『まん延する社会不安及び高い生活費』と彼らが形容した状況に反対するデモ行進を共同で組織した。デモ行進中にコンゴ国家警察（Congolese National Police）が不釣り合いな武力を行使したため、野党の指導者たちがキンシャサ州知事の辞任を要求する事態となった。5月25日、野党指導者4人は独立国家選挙委員会のキンシャサ本部前で信頼できる選挙を求める抗議運動を組織した。

¹²Africa confidential, '[President Tshisekedi lines up his campaign team](#)', 28 March 2023

5月23日、カトゥンビ氏はコンゴ中央州（Kongo Central Province）での政治活動を禁止されたことを非難した。5月30日、キンシャサで同氏の特別顧問であるサロモン・ディ・カロンダ（Salomon Idi Kalonda）が『カタンガ州民』に便益を与える目的で国内治安を揺るがしたなどの罪で逮捕された。カトゥンビ氏の政党は『違法かつ恣意的』だとしてこの行為を非難した。重要な公職に就く権利を両親がともにコンゴ人である市民のみに限定しようとするコンゴ国籍に関する法案は引き続き緊張関係の高まりに油を注いでいる。野党は同法案が大統領選から野党勢力を排除し、憲法改正のための地固めをするための手段になると見ている。」¹³

[目次に戻る](#)

9.3 政党

9.3.1 ベルギー難民・無国籍者弁務官事務所（CGRS）の2022年11月25日付け報告書「政治情勢」は、以下のように記述している。

「政党を結成する権利はDRCで認められている。現在、最新の公式リストにおよそ600の政党が登録されている。しかしながら、一部の野党は会合を開くことを禁止されており、また、野党の指導者と支持者はこれまで威嚇され、移動に関する制限も受けているという事実を複数の団体が指摘している。とは言え、このIOCフォーカスが対象とする期間中に野党が総会を何度か企画し、問題なく開催された。一方、政党ECiDéの本部は繰り返し襲撃され、破壊されている。」¹⁴

9.3.2 フリーダム・ハウスは2023年に公表された報告書「2023年世界の自由度－コンゴ民主共和国」の中で、以下のように伝えている。

「国民は、政党を組織する権利を有する。現在、数百の政党が存在し、その多くは民族又は地域のつながりに沿って構成されている－2018年の選挙では34の政党が国民議会の議席を獲得した。政党の大半は全国的な展開を欠いており、その実質的な活動能力も限られている。野党の指導者及び支持者は威嚇されることが多く、また、移動や選挙運動、公共イベントの主催に関して制限を受けている。連立の動きも近年は変わってきており、2020年には神聖同盟（USN）が結成され、2021年までにはUSNが議会で多数派を占める親カビラ派に取って代わる見込みである。」¹⁵

9.3.3 2023年7月11日に更新された米国のCIAワールドファクトブックには、主要な政党/団体及びその党首（ブラケット内）が以下のとおり記されている。

- 「キリスト教民主党（Christian Democrat Party）又は PDC [ホセ・エンドウンドゥ（Jose ENDUNDO）]
- コンゴ民主連合（Congolese Rally for Democracy）又はRCD [アザリアス・ルベルワ（Azarias RUBERWA）]
- キリスト教民主党大会（Convention of Christian Democrats）又はCDC [該当なし]
- 市民権と開発のための約束（Engagement for Citizenship and Development）又はECiDe [マルタン・ファユル]
- 再生勢力（Forces of Renewal）又はFR [ンブサ・ニャムウィシ（Mbusa NYAMWISI）]

¹³ UN SG, '[Report of the Secretary-General](#)' (paragraphs 4 to 7), 19 June 2023

¹⁴ CGRS, '[Political situation \(Situation politique\)](#)', (paragraph 5), 25 November 2022

¹⁵ FH, '[Freedom in the world 2023- Democratic republic of Congo](#)', (Section B), 2023

- ラムカ連合 (Lamuka coalition) [マルタン・ファユル] (ECiDe、MLC、Together for Change、CNB及びNouvel Elanが加盟)
- コンゴ解放運動 (Movement for the Liberation of the Congo) 又はMLC [ジャン・ピエール・ベンバ (Jean-Pierre BEMBA)]
- 新たな飛躍 (Nouvel Elan) [アドルフ・ムジトー (Adolphe MUZITO)]
- 我らのコンゴ (Our Congo) 又はCNB (「Congo Na Bisu」) [フレディ・マトウングル (Freddy MATUNGULU)]
- 再建民主人民党 (People's Party for Reconstruction and Democracy) 又はPPRD [アンリ・モヴァ・サカニ (Henri MOVA Sakanyi)]
- 再生社会運動 (Social Movement for Renewal) 又はMSR [ピエール・ルンビ (Pierre LUMBI)]
- 共に変革のために (Together for Change) (「Emsemble」) [モイズ・カトゥンビ]
- 統一ルムンバ主義党 (Unified Lumumbist Party) 又はPALU [該当なし]
- コンゴ国民連合 (Union for the Congolese Nation) 又はUNC [ヴィタル・カメルヘ (Vital KAMERHE)]
- 民主社会進歩連合 (Union for Democracy and Social Progress) 又はUDPS [フェリックス・チセケディ]¹⁶

[目次に戻る](#)

本節更新日：2023年9月5日

10. DRC内における反政府集団の取扱い

10.1 地理的差異

10.1.1 武装紛争位置・事件データプロジェクト (Armed Conflict Location & Event Data Project : ACLED) は、2023年に注目すべき紛争に関する2023年2月付け報告書の中で、他の情報源を引用しつつ、以下のように記述している。

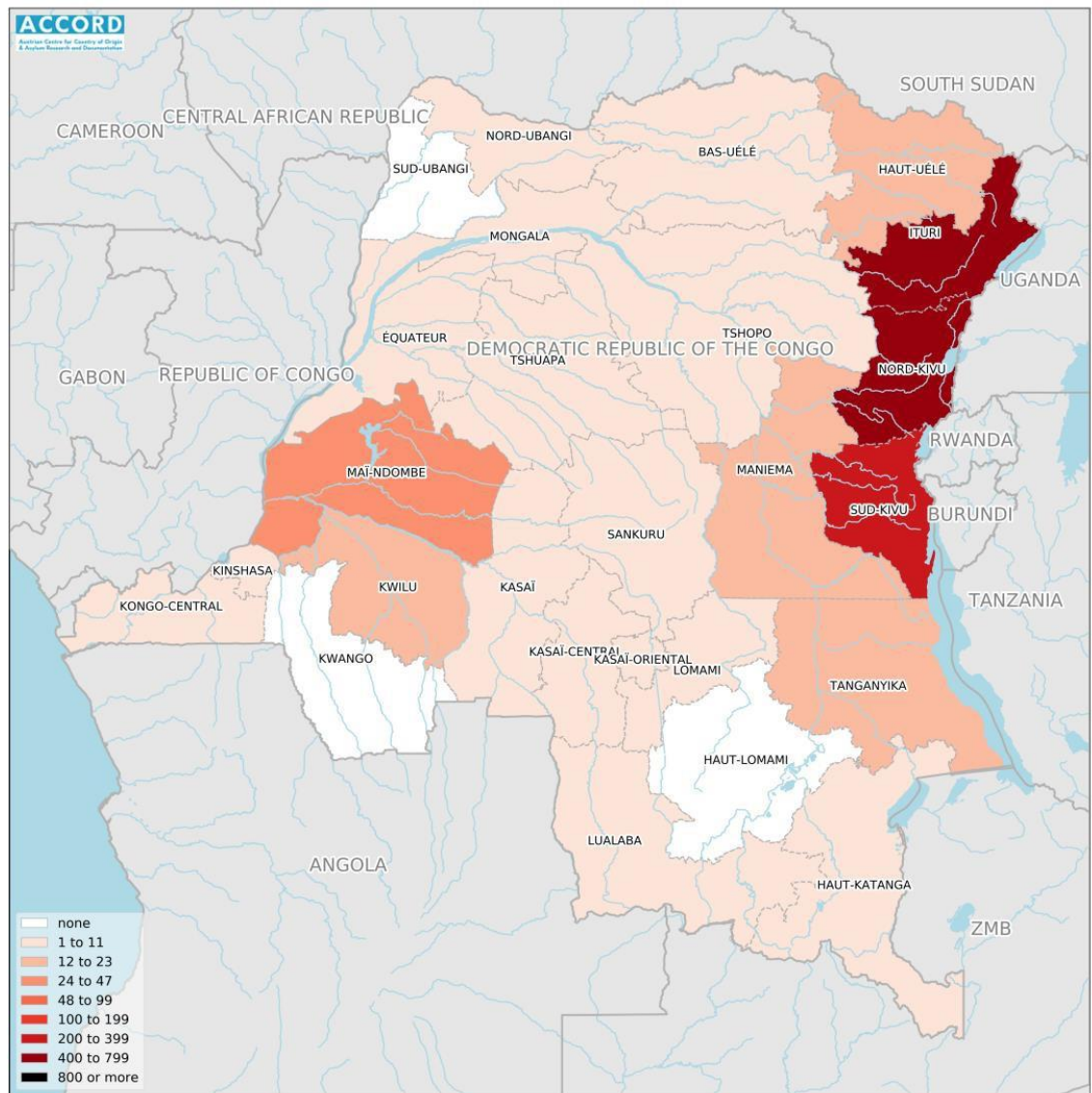
「2022年に発生した政治的な暴力事件は依然として東部地域に集中していた。これらの事件は政党間のライバル意識、土地紛争、鉱物資源権益及び外国からの干渉などの要因によって引き起こされている。特に、北キブ州がこれらの政治的暴力事案の最多件数を占めており、昨年と比較して7%増加した（政治的暴力とは、いずれかの集団が政治的目的若しくは動機を持って又は確かな政治的効果を求めて武力を行使することと定義される。[ACLEDコードブック](#)）。DRC東部で活動している武装集団のうち、民主同盟軍 (Allied Democratic Forces : ADF) とコンゴ開発協会 (Cooperative for the Development of the Congo : CODECO) が依然として [DRC東部において]最も活発な動きを見せている2大グループである。ADFは初期の段階でウガンダ政府の反対派集団としての起源を持つが、その後自らをイスラム国に忠誠を誓うイスラム教主義者民兵組織として位置付け、北キブ州及びイツリ州で活動する他の民兵組織と合併している。ADFの活動は 2021年と比較して全体的に減少しているものの、2022年にはより多くの暴力を市民に向けており、DRC内の襲撃事件が2021年と比較して全体的に12%増加する要因となっている。ADFの市民を標的にした襲撃事件が全国の推定死者総数のおよそ40%を占めており、また、イツリ州における市民を標的とした暴力事件の27%を構成している。」¹⁷

10.1.2 オーストリア出身国庇護調査ドキュメンテーションセンター (Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research Documentation : ACCORD) はACLEDのデータに基づき、2022年に報告されているもので少なくとも1人が死亡した事件の数を示した下記の地図を作成した¹⁸。

¹⁶ US CIA, 'World Factbook' (DRC), updated 11 July 2023

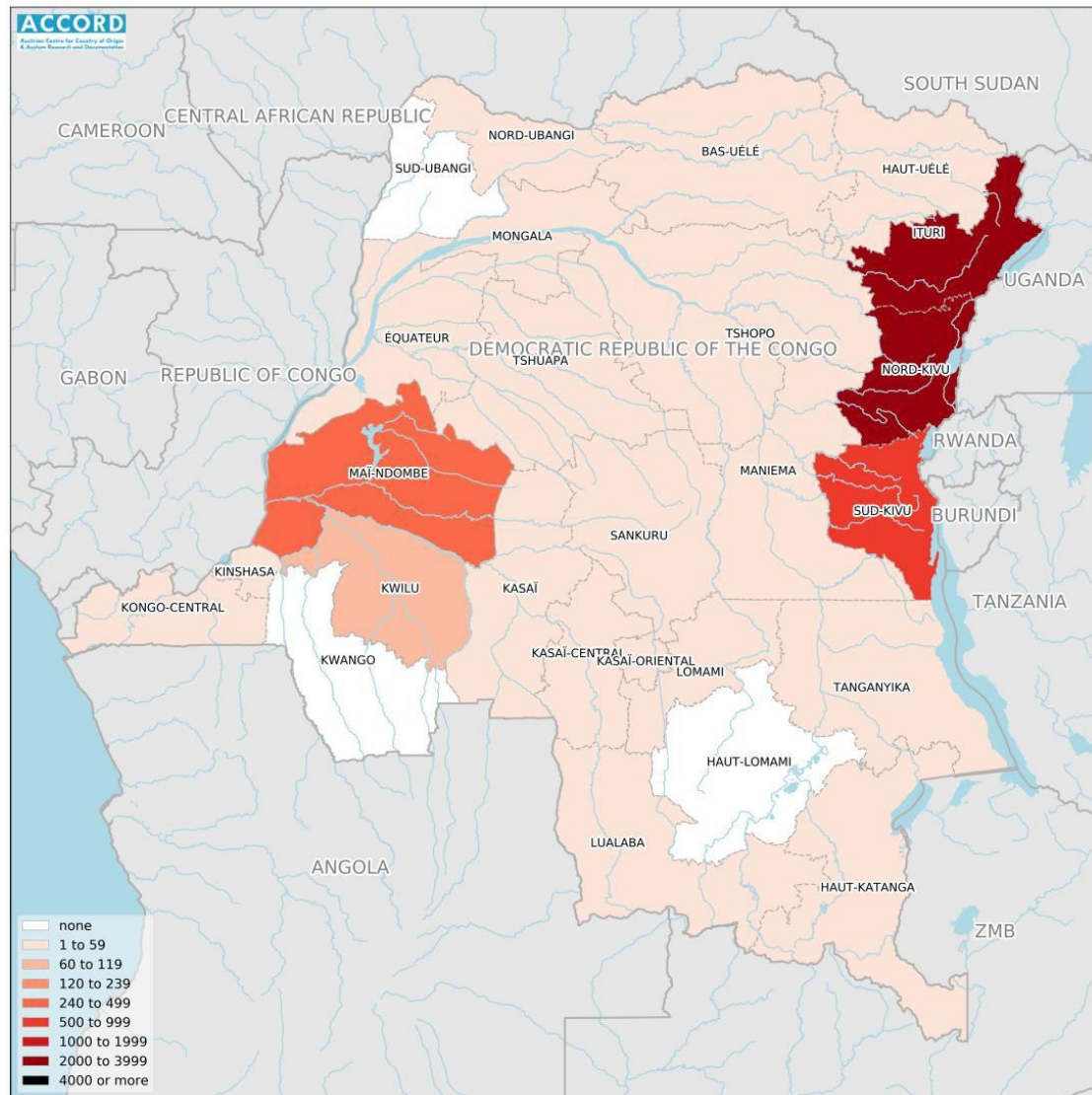
¹⁷ ACLED, 'Democratic Republic of Congo: Rising Tensions...', 8 February 2023

¹⁸ ACCORD, 'Update on conflict-related incidents... (covering 2022)', 12 April 2023



10.1.3 また、ACCORDは ACLEDデータに基づき、2022年に発生した政治的暴力事件の結果として報告された死亡数を示した地図も作成した¹⁹。

¹⁹ ACCORD, '[Update on conflict-related incidents... \(covering 2022\)](#)', 12 April 2023



10.1.4 DRCに駐在する国連合同人権事務所（UN Joint Human Rights Office : UNJHRO）の 2022年に発生した出来事を対象とした報告書（日付なし）（以下「UNJHROレポート2022」）は、以下のように記述している。

「2022年、武装集団の構成員が依然として市民を標的にした襲撃を実行し続けているという状況を踏まれば、特に武装紛争の被害を受けている東部諸州の市民が受ける脅威という点に関して、コンゴ民主共和国における全体的な人権状況に大きな変化はなかった。これに関連して、民主同盟軍、コンゴ開発協会（CODECO）、様々なマイマイ（Mayi-Mayi : 民兵組織）集団、3月23日運動（Mouvement du 23 mars : M23）及びニャトゥラ（Nyatura）分派組織は引き続き、市民及び DRCの国家としての一体性に最も深刻な脅威を与えている。西部に目を向けると、マイ＝ンドンベ州では武装市民集団が一般市民を襲撃する事件が相次ぐなど状況が悪化しており、平和と安全にマイナスの影響を及ぼすとともに、多数の避難民を生じさせる原因となっている。」²⁰

10.1.5 また、UNJHROレポート2022は以下のように記述している。

²⁰ UNJHRO, 'Analysis of the human rights situation...' (paragraph 1), no date, copy on request

「検証対象期間中、UNJHROはコンゴ領土全域を通じて5,969件の人権侵害及び虐待事案を記録した。1か月当たり平均で見れば497件の人権侵害・虐待事案となり、前年から15%減少していることを示している。これにより、2020年から2021年にかけては下降傾向が観察されることを確認した。この下落は武装紛争の影響を受けている5つの州、すなわち、北キブ州、南キブ州、イツリ州、タンガニーカ（Tanganyika）州及びマニエマ（Maniema）州における人権侵害・虐待事案数が2021年には5,946件であったのに対し、2022年には5,091件となって減少したことを反映している...

「人権侵害・虐待事案数が減少してはいるものの、コンゴ民主共和国における全体的な治安状況は2022年に悪化した。これは、北キブ州ルチュル地区におけるM23の襲撃事件の増加、イツリ州におけるCODECO各分派組織及びADFの襲撃の継続及びマイ＝ンドンベ州クワムチュ地区におけるコミュニティ間暴力の勃発に加え、2022年7月にMONUSCO（国連コンゴ民主共和国安定化ミッション）の職員と施設を標的として行われた暴力的な示威運動で頂点に達した根強い反MONUSCO感情が理由であった。」
21

10.1.6 さらに、UNJHROレポート2022は以下のように記述している。

「これらの人権侵害・虐待事案のうち、85%は武装紛争の被害を受けている州で発生した。過年度と同様に、人権侵害・虐待事案の最多件数が記録された州は北キブ州（3,141件）、イツリ州（869件）、南キブ州（543件）及びタンガニーカ州（495件）である。こうした事実は、国家当局が特に緊急事態宣言の延長、『武装解除、動員解除、コミュニティへの復帰及び安定化計画（Programme de démobilisation, désarmement, réintégration communautaire et stabilisation : PDDRCS）』の策定、アフリカ東部コミュニティ地域部隊の配備、敵対行為の停止を目的とした武装集団との交渉及び和平協議などを通じて様々な取組を行ってきたにもかかわらず、武装紛争が継続している状況を反映している。

「2022年、UNJHROが最も多く記録した人権侵害・虐待事案は、自由と安全に対する権利を侵害する行為（1,660件の人権侵害・虐待事案による被害者数は男性4,301人、女性598人、児童486人、合計で5,385人）、拷問及び残虐な、非人間的な又は品位を傷つける取扱いにより身体的完全性に対する権利を侵害する行為（1,100件の人権侵害・虐待事案による被害者数は男性1,885人、女性297人、児童197人、合計で2,349人）、及び超法規的又は略式処刑により生命に対する権利を侵害する行為（1,065件の人権侵害・虐待事案による被害者数は男性2,289人、女性479人、児童257人、合計で3,025人）に関係するものであった。

「これらの人権侵害・虐待の大半は、紛争という状況下で、特に武装集団の構成員が市民に対する襲撃、略奪、事実上の当局としての地歩を固めた地域における違法な徴税、国防・治安部隊又は対立する武装集団に協力した疑いがあるコミュニティに対する報復という形で行った...」²²

[目次に戻る](#)

²¹ UNJHRO, 'Analysis of the human rights situation...' (paragraphs 5 and 6), no date, copy on request

²² UNJHRO, 'Analysis of the human rights situation...' (paragraphs 7 to 9), no date, copy on request

10.2 民主的空間の侵害

10.2.1 フリーダム・ハウスは2023年に公表された報告書「2023年世界の自由度－コンゴ民主共和国」の中で、「野党の指導者及び支持者は威嚇されることが多く、また、移動や選挙運動、公共イベントの主催に関して制限を受けている。」と伝えている²³。

10.2.2 ベルギー難民・無国籍者弁務官事務所（CGRS）の2022年11月25日付け報告書「コンゴ民主共和国－政治情勢」はビング翻訳ツールを用いてフランス語から英語に翻訳された文章に基づき、以下のように記述している。

「USNが結成されて以来、野党及び市民社会団体によりキンシャサでデモ行動が幾度か組織されてきた。こうした行動の中には平和的なものもあったが、当局の承認を得たか否かを問わず、通常は催涙ガスを用いる警察によって追い散らされるものもあった。警察がこのような介入をしている間、活動家らは負傷し、中には逮捕される者もいた。こうした警察の介入は特定の状況（国内東部における大虐殺を止めさせるための座り込み、DRC/ルワンダ関係、独立国家選挙委員会の構成に対する批判、同委員会による次回選挙の組織化その他）における特定の時点に限られていた。キンシャサの全般的な治安状況に関して、情報筋は深刻な暴力について言及しておらず、コンゴ民主共和国の首都であるキンシャサの状況は引き続き安定していた。」²⁴

10.2.3 UNJHROレポート2022は、以下のように記述している。

「検証対象期間中、UNJHROはDRCにおける市民領域及び民主的領域の制限に関係する人権侵害・虐待事案が減少したと記録している。このように前年と比較して25%減少したという事実は 民主的空間が更に広がることを示唆する可能性があるものの、特に武装紛争による影響を受けている諸州におけるジャーナリストと人権擁護者の状況は...、懸念事項となったままである。実際に、市民領域に関係する人権侵害事案の大半（2022年では359件の人権侵害・虐待事案のうちの245件）...及び民主的領域に関係する活動を理由として個人に対して行われた脅迫事案...（人権擁護者339人とジャーナリスト 103人に関するもの）...は武装紛争地域で起きた。」²⁵

10.2.4 UNJHROレポート2022は脚注 32で以下のように補足している。

「報告対象期間中、ジャーナリストと人権擁護者は定期的に恣意的な逮捕その他の人権侵害や虐待の標的にされた。民主的空間に関係する人権や基本的自由権に対する侵害と虐待の結果、2022年1月から12月30日までの間に合計で580人の被害者が生み出された。これらの被害者のうち、187人は市民社会に属し（人権擁護者、NGOsの職員）、79人は政党の党员、180人はジャーナリストその他のメディア職員、206人は特定の集団に属していない個人であった。」²⁶

10.2.5 同じUNJHROレポート2022の脚注33には、以下のような記述がある。

「UNJHROが記録した民主的空間に関係する人権侵害事案は、主に北キブ州（122件の

²³ FH, '[Freedom in the world 2023- Democratic republic of Congo](#)', (Section B), 2023

²⁴ CGRS, '[Political situation](#)', (paragraph 6), 25 November 2022

²⁵ UNJHRO, 'Analysis of the human rights situation...' (paragraph 76), no date, copy on request

²⁶ UNJHRO, 'Analysis of the human rights situation...' (footnote 32), no date, copy on request

人権侵害・虐待事案）、南キブ州（42件の人権侵害・虐待事案）、タンガニーカ州（37件の人権侵害・虐待事案）、オー＝カタンガ（Haut-Katanga）州（30件の人権侵害事案）、キンシャサ（25件の人権侵害事案）、ルアラバ（Lualaba）州（19件の人権侵害事案）、カサイ（Kasai）州（18件の人権侵害事案）、中央カサイ（Kasai Central）州（17件の人権侵害事案）、オー＝ロマミ（Haut-Lomami）州（10件の人権侵害事案）、イツリ州（7件の人権侵害・虐待事案）、東カサイ（Kasai Oriental）州（8件の人権侵害事案）、マニエマ州（6件の人権侵害事案）、赤道（Equateur）州（4件の人権侵害事案）、チョポ（Tshopo）州（4件の人権侵害事案）、チュアパ（Tshuapa）州（3件の人権侵害事案）、オー＝ウエレ（Haut-Uélé）州（3件の人権侵害事案）、クウィル（Kwilu）州（2件の人権侵害事案）及びロマミ州（1件の人権侵害事案）で発生していた。」²⁷

10.2.6 また、UNJHROレポート2022は以下のように記述している。

「民主的空間に係る人権侵害の大半は、国家機関によって行われた（309件又は全体の87%）... 反復率が最も高い人権侵害の種類としては、個人の自由及び安心に対する権利を侵害する行為（99件）、言論及び表現の自由を侵害する行為（64件）、身体的完全性に対する権利を侵害する行為（50件）並びに 平和的集会及び再会の権利を侵害する行為（40件）がある... 人権侵害が紛争被害地域に集中しているという事実と重ね合わせれば、これはジャーナリストや市民社会の活動家が安全保障の問題を報道しようとする又は緊急事態宣言に関する問題を浮き彫りにしようとするのを当局が妨げる傾向があることを示唆している。」²⁸

10.2.7 UNJHROレポート2022の脚注37には、「言論及び表現の自由に対する権利（11件）、平和的集会に対する権利（1件）及び結社又は組合参加に対する権利（1件）[を侵害する行為をUNJHROは記録している]」と記述されている²⁹。

10.2.8 アムネスティ・インターナショナルは、その2023年3月27日付け2022/23年度報告書「世界の人権状況」の中で、以下のように伝えている。

「当局は表現、結社及び平和的集会の自由に対する権利への弾圧を強化した。当局は政府に批判的だとみなされる個人や集団による公開の集会及びデモ行進を禁止又は抑圧するための口実として新型コロナウイルスのパンデミック（大流行）を利用し続け、[DRC東部の]イツリ州と北キブ州で「緊急事態宣言」（戒厳令の一形態）を延長した。『緊急事態』宣言下で任命された軍事当局は引き続き批評家を恣意的に逮捕し、拘禁し、また、デモ行進を禁止し、抑圧したが、刑事免責により罪に問われることはなかった。当局に好意的だと考えられるデモ参加者は行進を続けることを認められたが、政府に批判的だとみなされた人々は禁止又は暴力的に抑圧された。市民社会と野党の活動家らは『緊急事態』宣言又は政府を批判したとして、又はその他の方法でその人権を行使したとして、裁判にかけられることもあまりないまま恣意的に逮捕され、拘禁された。[2022年]4月、ベニ（Beni）市の軍事裁判所は市民社会運動『変革への闘い（Lutte pour le Changement）』の活動家12人に対し、『法に背くよう公衆を扇動した』罪で懲役24か月の刑を宣告した。この活動家たちは治安状況に与える影響が適切に評価されないまま『緊急事態』宣言が延長されたことに抗議し、市庁舎で平和的な座り込みを行ったとして2021年11月に逮捕されていた。北キブ州控訴裁判所（Court of Appeal）が同軍事裁判所の判決を棄却した後の[2022年]8月に彼らは最終的に釈放された。」³⁰

²⁷ UNJHRO, 'Analysis of the human rights situation...' (footnote 33), no date, copy on request

²⁸ UNJHRO, 'Analysis of the human rights situation...' (paragraph 77), no date, copy on request

²⁹ UNJHRO, 'Analysis of the human rights situation...' (footnote 37), no date, copy on request

³⁰ AI, [The State of the World's Human Rights: Democratic Republic Of The Congo..](#), 27 March 2023

- 10.2.9 また、同報告書は「DRC全域にわたって、平和的集会の自由に対する権利は規則というよりもむしろ例外となったままであった。キンシャサをはじめとしてルブンバシ市、マタディ（Matadi）市、キサンガニ市、コルヴェジ（Kolwezi）市、カナンガ市、ツィカパ（Tshikapa）市、ンブジ=マイ（Mbuji-Mayi）市、ブカブ市、カレミ（Kalemie）市、キンドゥ（Kindu）市、リサラ（Lisala）市及びバドリテ（Gbadolite）市の各行政当局は、チセケディ大統領又はその政府に批判的だとみなされる全てのデモ行進を違法かつ組織的に禁止した。」とも伝えている³¹。
- 10.2.10 国際的な人権NGOのヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights watch : HRW）は、2022年の出来事を対象とした2023年1月12日付け報告書「ワールド・レポート2023—コンゴ民主共和国」の中で、以下のように伝えている。
- 「8月、以前はチセケディ大統領の忠実な同盟者であり、彼が率いる政党の党首でもあるジャン・マルク・カブンド（Jean-Marc Kabund）が国家元首を侮辱した罪で逮捕された。カブンドは7月にチセケディ大統領の政党から追放され、自ら野党を結成した。また、8月、チセケディの元国家安全保障担当補佐官であるフランソワ・ベヤ（Francois Beya）は健康上の理由で仮釈放を認められた。同氏はチセケディ大統領に対して陰謀を企てた罪で2月初旬に逮捕され、6月には裁判にかけられていた。」³²
- 10.2.11 米国国務省の2022年人権報告書もジャン・マルク・カブンドの逮捕について「...8月9日、大統領の政党である民主社会進歩連合のジャン・マルク・カブンド元党首は、7月18日の記者会見中に行った発言で国家元首を侮辱し、その名誉を棄損し、また、誤った噂を広めた罪で逮捕された。この記者会見でカブンドはチセケディ大統領を『無責任であり』かつ『公衆にとって危険な存在』であると形容したほか、うそをつき、公衆を操り、公的資金を横領し、汚職に塗れているとして政府関係者を非難した。」と伝えている³³。
- 10.2.12 米国国務省の2022年人権報告書は、次のように記述している。
- 「憲法は、平和的集会の自由を定めているが、政府当局はこの権利を制限し、政府に批判的な人々が特に東部諸州においてその権利を平和的集会に行使するのを禁じた。イツリ州と北キブ州で2021年5月に緊急事態が宣言され、現在に至っている結果、平和的集会に関する制限が更に強化されることになった。法律は公開イベントの主催者に対し、イベントの実施に先立って地元当局に通知することを義務付けている。政府はこの事前通知要件を利用して政府に批判的な野党又は市民社会団体が主催する公開の集会又は抗議運動の承認を拒否することがあった。国家治安部隊（SSF）は平和的な抗議運動に殺傷力の高い武器を用いて対応することが時折あった。1月から6月にかけて、UNJHROはデモ行進及び平和的集会の自由を侵害した事案を15件記録した。」³⁴
- 10.2.13 また、同報告書は「治安職員は市民社会活動家、ジャーナリスト及び野党党員を逮捕、拘禁し、時にはこうした人々の適正手続を求める権利を否定した... 治安部隊は日常的に抗議参加者や市民社会活動家を隔離された状態にし、長期間にわたって起訴しないまま拘禁した。」とも伝えている³⁵。
- 10.2.14 表現の自由に関して、同報告書は以下のように伝えている。

³¹ AI, [‘The State of the World’s Human Rights: Democratic Republic Of The Congo..’](#), 27 March 2023

³² HRW, [‘World report 2023- Democratic Republic of...’](#) (Justice and Accountability), 12 January 2023

³³ USSD, [Human rights report 2022](#) (Section 1-E), 20 March 2023

³⁴ USSD, [Human rights report 2022](#) (Section 2-B), 20 March 2023

³⁵ USSD, [Human rights report 2022](#) (Section 1-D), 20 March 2023

「法律は報道機関その他のメディアの構成員などを対象として言論の自由を定めているが、政府は常にこの権利を尊重するとは限らなかった。報道機関は頻繁にかつ公然と官僚及び公的政策の決定内容を批判した。個人は一般に政府、その職員及び他の市民を内密に批判することで当局の報復の対象とならないようにすることができた。しかしながら、公衆が政府職員や汚職を批判することによって、威嚇、脅迫又は逮捕という事態を招くこともあった。また、州政府はジャーナリストが特定の抗議運動を撮影又は報道することを禁止した...ジャーナリスト、活動家及び政治家が政府、大統領又はSSF [state security forces : 国家治安部隊]を公然と批判した際、当局はこうした人々を威嚇し、困らせ、拘禁することがあった...ジャーナリストの多くは嫌がらせ、威嚇又は逮捕を憂慮して自己検閲を実施した...7月の記者会見中に、通信・メディア大臣はジャーナリストに対し、戦時に大統領を批判しないよう警告した上で、報道機関のメンバーは軍事作戦又は戦争に関する情報を暴露しないという愛国者としての義務を負っていると語った。」³⁶

10.2.15 ヒューマン・ライツ・ウォッチの2022年の出来事を対象としたワールド・レポートは、以下のように入っている。

「異議を唱える声に対する不寛容の姿勢が強まる雰囲気の中、ジャーナリスト、活動家、政府批評家及び平和的な抗議参加者に対する弾圧が続いた... 戒厳令下にある2つの州では、表現及び結社の自由度が劇的に低下した。戒厳令は当初、同地域の社会不安に対処するために発動されたが、その後軍事当局は戒厳令を盾にして平和的なデモ参加者を殺傷力の高い武器で鎮圧したほか、活動家、ジャーナリスト及び野党党員を恣意的に拘禁し、起訴した。」³⁷

10.2.16 2023年1月に発生した出来事を対象としたUNJHROの報告書は、以下のように入述している。

「2023年1月、UNJHROは民主的空間に関する人権侵害・虐待事案を9件記録した。この件数は[2022年]12月中に記録された数字（10件）から若干減少している。これらの侵害事案は全て国家機関によるものであった（コンゴ国家警察（PNC）4件、他の国家機関3件、国家諜報局（ANR）機関2件）。

「2023年1月に最も頻繁に記録された人権侵害・虐待事案は、以下に掲げる権利を侵害する行為であった。個人の自由及び身の安全に対する権利（5件）/（1件）、生命に対する権利（1件）、言論及び表現の自由に対する権利（1件）並びにデモ行進及び集会の自由に対する権利（1件）... これらの侵害事案は主に、カタンガ州（3件）、ロマリ州（2件）、キンシャサ（2件）、ルアラバ州（1件）及びタンガニーカ州（1件）で記録されている。また、紛争がない州の一つで1件、武装紛争の被害を受けている州で8件の人権侵害事案が記録されている。

「2023年1月中、民主的空間に関する人権侵害の被害者は49人となっており、2022年12月に記録した18人と比較して31人増加した。これらの被害者のうち、6人はメディア関係者、43人（女性26人を含む）は特定の集団に属していない人々である。」³⁸

10.2.17 DRCに駐在する国連合同人権事務所（UNJHRO）の報告書

³⁶ USSD, [Human rights report 2022](#) (Section 2-A), 20 March 2023

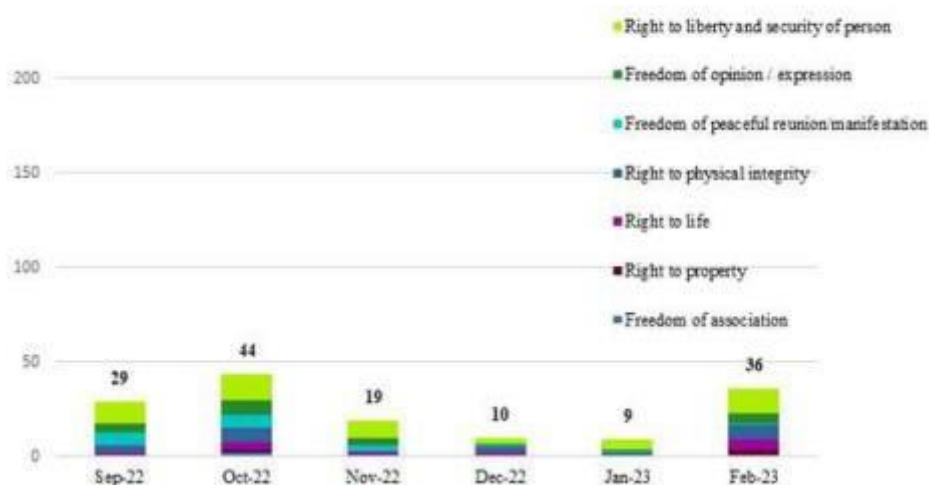
³⁷ HRW, [World report 2023- Democratic Republic of...](#) (Freedom of Expression...) 12 January 2023

³⁸ UNJHRO, 'Analysis of the human rights...' (paragraphs 52 to 56), January 2023, copy on request

「MONUSCO-OHCHR：2023年2月時点におけるコンゴ民主共和国の人権状況に関する分析」は、以下のように記述している。

「2023年2月、UNJHROは民主的空間に関係する人権侵害・虐待事案を36件記録した。この件数は1月に記録した数字（9件）から27件増加している。これらの侵害事案のうち、28件は国家機関によるものであった（PNC14件、ANR機関8件、コンゴ民主共和国軍（FARDC）兵士6件）。民主的空間に関係する人権侵害で武装集団の構成員が加害者となった事案が全く記録されなかった2023年1月とは対照的に、2月はこの区分が加害者とされる事案が8件記録されている。」³⁹

Evolution of documented human rights violations related to democratic space per month



10.2.18 DRCに駐在する国連合同人権事務所（UNJHRO）の報告書「MONUSCO-OHCHR：2023年3月時点におけるコンゴ民主共和国の人権状況に関する分析」は、以下のように記述している。

「2023年3月、UNJHROは民主的空間に関係する人権侵害・虐待事案を30件記録した。この件数は2月中に記録された数字（36件）から6件減少している。これらの侵害事案のうち、24件は国家機関によるものであった（PNC：12件、FARDC：11件、他の国家機関：1件）。武装集団は6件の人権侵害事案に関与していた。この月に最も頻繁に記録された人権侵害・虐待事案は、以下に掲げる権利を侵害する行為であった。平和的集会及びデモ行進の自由に対する権利（8件）、個人の自由及び身の安全に対する権利（5件）、生命に対する権利（5件）、言論及び表現の自由に対する権利（4件）、身体的完全性に対する権利（3件）、財産に対する権利（2件）並びに結社の自由に対する権利（1件）... これらの侵害事案は主に、オー＝カタンガ州（12件）、北キブ州（8件）、カサイ州（5件）、南キブ州（3件）及びキンシャサ（2件）で記録されている。また、紛争がない州の一つで1件、武装紛争の被害を受けている州で8件の人権侵害事案が記録されている。また、紛争がない諸州で19件、武装紛争の被害を受けている州で11件の人権侵害事案が記録されている。」⁴⁰

³⁹ UNJHRO, 'Analysis Of The Democratic Republic Of Congo...' (copy on request), February 2023

10.2.19 アムネスティ・インターナショナルはApril 2023年4月、以下のように伝えている。

「キング・ンワミシヨ（King Mwamisyzo）とエリアス・ビジムング（Elias Bizimungu）は、コンゴ民主共和国（DRC）内の市民運動LUCHAで活動する2人である。この両人は、管轄下にある市民を保護しなかったとして、また、2021年5月以降『緊急事態』宣言下にある状況で人権侵害行為を共謀したとして国内東部に位置する北キブ州の軍及び警察当局を批判した後、表現及び平和的集会の自由に対する権利を行使しただけにもかかわらず、捏造された罪で2022年4月と9月にそれぞれ逮捕された。」⁴¹

10.2.20 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）は、その2023年5月29日付け報告書「コンゴ民主共和国：平和的な抗議運動が暴力的に弾圧される」の中で、以下のように伝えている。

「2023年5月20日、警察はコンゴ民主共和国の首都キンシャサで平和的な抗議参加者を暴力的に追い散らした後、数十人を逮捕したほか、少なくとも30人を負傷させた...警察は抗議参加者に加えられた暴力について調査を開始したと語るとともに、児童を殴打した嫌疑で警察官3人を既に逮捕したと発表した。5月22日、フェリックス・チセケディ大統領は警察の活動（この中には、ンガバ（Ngaba）コミュニティで抗議参加者を殴打し、催涙ガスを用いて抗議参加者を追い散らした行為が含まれている）を監督した警察本部長に対し、『貴君は極めて善良な市民である。昇任に値する活躍であり、再び昇任することになる。貴君は真のプロフェッショナルだ』と祝いの言葉を述べるとともに、『貴君の職務遂行ぶりは見事だ。死者がゼロ...悪漢は制圧された。極めて結構だ。』と称賛した。チセケディのコメントは、この暴力行為に関する警察の調査が公平に行われないのではないかと、また、政府は今後のデモ行進において武力を過度に行使するよう警察に奨励しているのではないかとという深刻な懸念を提起している。」⁴²

10.2.1 「世界173か国の民主主義の状況と質に関して証拠に基づくバランスの取れた分析及びデータを提供する」⁴³目的で、持続可能な民主主義を世界中で支援する政府間機関の「民主主義・選挙支援研究所（Institute for Democracy and Electoral Assistance : IDEA）」（国際IDEA）⁴⁴が立ち上げた『世界の民主主義の状況イニシアティブ（Global State of Democracy Initiative）』は2023年7月、以下のように報告している。

「元閣僚経験者の国会議員で野党『共に変革のために（Ensemble pour la République : 略称アンサンブル）』の報道官でもあるケルビン・オケンデ（Chérubin Okende）が7月13日、他殺体となって発見された。オケンデは前日に失踪しており、最後に目撃されたのは憲法裁判所の外に駐車していた自動車の車内で書類を届けに行った運転手を待つ姿であった。モイズ・カトゥンビ党首は、この殺人を政治的暗殺だと形容した。オケンデは、カトゥンビがフェリックス・チセケディ大統領と争う候補者の1人となる大統領選の実施まで6か月を切った時点で殺害されており、また、この殺人事件はアンサンブルの他の著名な党員3人が逮捕された後に発生している。チセケディ大統領はこの殺人事件を調査し、関与した人物を処罰するよう司法部門に要請した。」⁴⁵

⁴⁰ UNJHRO, 'Analysis Of The Democratic Republic Of Congo Human.' (copy on request), March 2023

⁴¹ Amnesty International, '[Democratic Republic of Congo: Human rights activists...](#)', 5 April 2023

⁴² HRW, '[DR Congo: Peaceful Protests Violently Repressed](#)', 29 May 2023

⁴³ GSoD, '[About the GSoD Initiative](#)', undated

⁴⁴ GSoD, '[About the GSoD Initiative](#)', undated

10.2.2 フリーダム・ハウスは、2022年を対象としたその報告書の中で、「司法部門は腐敗しており、政治的操作の影響を受けやすいと見られることが多い。また、司法部門はしばしば野党や市民社会に不利な偏見を示すが、政府の同盟勢力は一般にこのおかげで人権侵害をしても罪に問われない状況を享受している。」と伝えている⁴⁶。

10.2.3 同報告書は、以下のように記述している。

「裁判所は都市部に集中しており、農村部は慣習裁判所に依存している。国内全域にわたって非公式な裁判メカニズムが一般的である。市民はしばしば軍事裁判所で裁判にかけられる。軍事裁判所は被告人の権利を擁護する措置が貧弱であり、証人保護メカニズムも不十分である。また、これらの裁判所は軍の高級将校からの干渉を受けやすい。

北キブ州とイツリ州における緊急事態宣言は戒厳令を発動させたが、認定された軍事裁判所のみが民事ではなく刑事事件を審理できる仕組みであったため、結果として被拘禁者が増加し、裁判事件が行き詰まる状況となった。恣意的な逮捕と拘禁は一般的であり、裁判前拘禁も長引くのが普通であった。刑務所人口の大半は裁判前被拘禁者で構成されていた...

DRCの裁判所は性的暴行その他の重大犯罪の被害者に補償金を与えることを正式に認めているが、これらが実際に支払われることは稀であった。」⁴⁷

[目次に戻る](#)

10.3 政治犯

10.3.1 フリーダム・ハウスは2023年に公表された報告書「2023年世界の自由度—コンゴ民主共和国」の中で、以下のように伝えている。

「チセケディ政権下で、数人の野党党員が釈放され、亡命生活をしている数人の政治家が帰還を認められた。しかしながら、政党職員は依然として政府を批判すれば報復を受けた。2022年8月、野党党首であり、かつてはチセケディ大統領の同盟者でもあったジャン・マルク・カブンドは、大統領を侮辱した疑いで逮捕された。カブンドはその前月に新党「変革のための同盟（Alliance for Change）」を結成したばかりだった。」⁴⁸

10.3.2 米国国務省（USSD）の2023年3月20日付け「2022年人権慣行に関する国別報告書」の中で、以下のように伝えている。

「年間を通じて、政府関係者の行動を批判したとして名誉棄損法に基づき逮捕された個人を主として構成される政治犯又は政治的理由で拘禁されている者に関する報告が複数あった。7月下旬及び8月初旬、キンシャサで野党の党員及び支持者の数人が名誉棄損、人前での侮辱及び偽情報の流布という別個の罪で逮捕された...当局者、特に緊急事態宣言下にある州の政府職員は、政府に批判的な個人に対し、侮辱、名誉棄損、偽情報の流布及び人前での侮辱という罪をよく用いた。州及び全国を基盤とする政治家が少なくとも5人、北キブ州及びイツリ州の緊急事態宣言を批判したとして両州内で逮捕された。野党「市民権と開発のための約束（ECIDE）」のルク・マレンベ（Luc Malembe）報道官は緊急事態宣言を批判した出版物をソーシャル・メディア上に投稿

⁴⁵ GSOD, '[Democratic Republic of the Congo - July 2023, Opposition party spokesman...](#)', July 2023

⁴⁶ FH, '[Freedom in the World 2023](#)' (DRC), March 2023

⁴⁷ FH, '[Freedom in the World 2023](#)' (DRC), March 2023

⁴⁸ FH, '[Freedom in the world 2023- Democratic republic of Congo](#)', (Section B), 2023

した後、偽情報を流布した罪で2021年11月に国家諜報局（ANR）の職員により逮捕された。同氏を7か月間拘禁した後、民事裁判所の判事はマレンベ氏に無罪判決を言い渡した。政治犯は通常、一般受刑者と類似する刑務所環境に置かれた。政府は国際的な人権及び人道団体とMONUSCOが一部の受刑者と面談することを認めたが、共和国警備隊（Republican Guard）、軍諜報機関及び国家諜報局（ANR）が運営する拘禁施設への立入りを当局は拒否した。」⁴⁹

[目次に戻る](#)

10.4 刑務所の状況及び拘禁中の取扱い

10.4.1 米国国務省（USSD）の2022年人権慣行に関する国別報告書は、特に政治活動により拘禁されている人々に限定された話ではないとして、「全国に所在する刑務所の大半は、食料不足、目に余る過密状態、劣悪な衛生状態及び不十分な医療のために過酷で生命を脅かす状況にあった。国家諜報局（ANR）、共和国警備隊その他の治安部隊が運営する小規模な拘禁施設では更に過酷な状況が見られた。こうした機関は受刑者に家族又は弁護士と面談する機会を設けないまま裁判前の長期間にわたって受刑者を拘禁することが多かった。」と伝えている⁵⁰。

10.4.2 また、同報告書は、以下のように記述している。

「長引く裁判前拘禁は数か月から数年にまで及び、問題となったままであった。治安判事の所まで出頭しなければならない人々は、地元にある秘密の留置場で身柄を拘束され、そこで数か月間拘禁されることが多く、家族は本人が死亡していると推定せざるを得ない状況に置かれた。人権省（Ministry of Human Rights）、NGO「世界刑務所概要（World Prison Brief）」及び国内の人権監視団体は、刑務所人口の70～80パーセントが裁判前被拘禁者であると推定している。司法部門の非効率性、行政上の障害、汚職及び職員不足も裁判遅延を引き起こす原因であった。多くの場合、裁判前拘禁期間は疑われている犯罪に科される最大刑期と同じかそれを超えていた。」⁵¹

10.4.3 さらに、同報告書は「法律は拷問を犯罪としているが、国家治安部隊（SSF）は市民、特に被拘禁者や受刑者を虐待し続けているという信頼できる報告が複数あった。また、SSFが個人を残酷な、非人間的な又は品位を傷つける取扱いや強姦、性的暴行にさらしているという信頼できる報告も複数あった。」と伝えている⁵²。

10.4.4 フリーダム・ハウスは、2022年の出来事を対象とする報告書の中で、「受刑者は拷問を避けるため、また、基本的ニーズを満たすために賄賂を支払うことが度々ある。被拘禁者の間で強姦はよく目にする出来事である。」と伝えている⁵³。

10.4.5 アムネスティ・インターナショナルは、その2023年3月27日付け2022/23年度報告書「世界の人権状況」の中で、以下のように伝えている。

「刑務所の老朽化と極めて限られた収容能力に加え、恣意的な逮捕と長引く裁判前

⁴⁹ USDOS, '2022 Country Report on Human....' (Section E: Political Prisoners) 20 March 2023

⁵⁰ USDOS, '2022 Country Report on Human....' (Section E: Political Prisoners) 20 March 2023

⁵¹ USDOS, '2022 Country Report on Human....' (Section E: Political Prisoners) 20 March 2023

⁵² USDOS, '2022 Country Report on Human....' (Section 1C) 20 March 2023

⁵³ FH, 'Freedom in the World 2023' (DRC), March 2023

拘禁が常態化している結果として、全国の刑務所の状況は驚異的な速さで劣化し続けており、数千人に及ぶ被拘禁者が非人間的な状態で収監されている。大半の刑務所は過密状態のままとなっており、ゴマ（Goma）刑務所など一部の刑務所は計画された収容能力を最大で 1,000% 超える人数の受刑者を収監している。裁判前拘禁の濫用 – 受刑者のおよそ 75% は裁判前被拘禁者 – 及び未審理となっている裁判事件に対処する検察官と裁判所が直面する課題が状況を悪化させている。過密状態、警備と安全性に関する不備、及び清浄水、電気、医薬品など基本的な物品・サービスが利用できない状況により、数千人の受刑者がとりわけ飢餓や身体的及び精神的健康障害を経験する事態に至っている。国連によると、少なくとも全国で 120 人の受刑者が飢餓又は虐待が原因で死亡した。」⁵⁴

[目次に戻る](#)

11. 後発的活動

11.1 反政府集団

- 11.1.1 英国におけるコンゴ人集団の数、規模、目的及び活動に関する情報は限られている（閲覧した情報源については[参考文献](#)を参照）。入手できる情報の大半は、当該組織が自ら提供したものである。APARECO 及び CSG が英国に存在する 2 つの海外離散コンゴ人集団である。
- 11.1.2 国別指針（Country Guidance : CG）の基準になる訴訟事件 [PO \(DRC – 2018 年選挙後\) \(CG\)](#) では、以下のように記されている。

「当法廷は、ハンセン（Hansen）氏が認めたように、チセケディ大統領に反対する立場を取る APARECO UK が（もしあるとすれば）現在どのような活動に従事しているのか、また、この組織が DRC の当局からどのような見方をされているのかについて明確な情報又は説得力のある証拠を欠いていることを受け入れる。当法廷は、DRC 内の全体的な政治環境が改善されていることを認めるものの、APARECO の構成員は依然として同集団内での役割、経歴及び活動内容に応じて、帰還した時点で危険にさらされるという可能性を払拭できない。当法廷は、ベルギー当局から入手できる情報を信頼できるものとして受け入れ、また、APARECO 内で重要な、かつ、よく知られた経歴を有する人々（指導者層、役員及び報道官）は、DRC に帰還した時点で危険にさらされる可能性がある」と判示する。一般構成員はこの区分に該当する可能性が低い。」⁵⁵

- 11.1.3 また、上記国別指針（CG）判例法は、以下のように記述している。

「c. CSG については、EU 加盟国のいずれも、大統領に選任されて以降のチセケディ氏に反対する集団として信用できる組織であるとは認識していない。

d. CSG は英国で活動する小規模な組織であり、チセケディ大統領又は DRC の現在の体制が関心を向ける可能性が高くなるような程度にまでチセケディ大統領に対する重要な異議又は批判を積極的に公表してきたような信用できる反対集団ではない。

e. チセケディ大統領又はその政権と関係がある者が CSG、その役員、構成員又は

⁵⁴ AI, [‘The State of the World’s Human Rights: Democratic Republic Of The Congo..’](#), 27 March 2023

⁵⁵ Upper Tribunal (UT), [‘PO \(DRC – Post 2018 elections\) \(CG\)’](#) (Paragraph 148), 22 May 2023

活動に関して敵対的なコメントをした又は敵対的な行動を起こしたことを示す証拠は一切ない。

154 当法廷は、CSGの指導者層、構成員及びCSGと関係がある活動家はその実際の若しくは認識された政治的意見又は英国における後発的活動のためにDRCへ帰還した時点で危険にさらされるということはないと判示する。」⁵⁶

[目次に戻る](#)

11.2 DRC政府が英国内で行う監視

11.2.1 「コンゴ民主共和国におけるインターネットの自由の状況2019年—マッピングによる政府のインターネット統制の傾向分析1999年～2019年」という表題が付いた「東南部アフリカ向け国際ICT政策に関する協力（Collaboration on International ICT Policy for East and Southern Africa : CIPESA）」のやや古くなった報告書（2019年1月公表）は、以下のよう

に記述している。

「国家諜報局（National Intelligence Agency : 略称ANR）⁴⁴は、1996年に設置されて以降恐れられてきた。ANRはローラン＝デジレ・カビラ（Laurent Désiré Kabila）大統領の時代に政敵を全て抑圧する目的で利用された。ジョセフ・カビラが政権を掌握した際、彼はこの監視と嫌がらせのツールを保持し、それを正式な機関にしようと画策さえした。ANRを設置した法律の第3条第(3)項は、ANRの役割に『国家の安全保障を脅かす可能性が高い活動を行っている疑いがある国内外の個人又は個人集団の監視』が含まれると定めている。ANRは、単なる疑いだけで監視又は盗聴を正当化する可能性がある。」⁵⁷

11.2.2 英国のDRC大使館は、大使を含む10人の職員が駐在する比較的小規模な在外公館である⁵⁸。

11.2.3 DRC当局が英国内で行う監視の性格及び程度に関して、本情報ノートで閲覧した情報源に最新の情報は無い（[参考文献](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

⁵⁶ Upper Tribunal (UT), '[PO \(DRC – Post 2018 elections\) \(CG\)](#)' (Paragraph 153-154), 22 May 2023

⁵⁷ CIPESA, '[State of Internet Freedom Democratic Republic of the...](#)' (section 4.1.3) January 2019

⁵⁸ FCO, '[Foreign Embassies in the UK \(London Diplomatic List\)](#)', updated August 2019

バージョン管理及びフィードバック

承認

本ノートの承認に関する情報は下記のとおり。

- 第 4.0 版
- 2023年11月3日から有効

公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの開始

本セクション内の情報は内務省内のみでの利用に限定されているため、削除されている。

公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの終了

[目次に戻る](#)

本ノートの前回版からの変更点

更新された出身国情報（COI）及び国別ガイダンスに関する新たな判例法が含まれている。

[目次に戻る](#)